

「臨時特例」にともなう賃金削減に対する裁判闘争、全国で燃え上がる！！

―未払い賃金請求訴訟速報シリーズ No.1：京都大学、山形大学―

すでに組合ニュース(昨年度発行の『赤煉瓦』No.16, No.21, No.26, 及びNo.29)でお伝えしたように、全国各地で「国家公務員の給与改定及び給与の臨時特例に関する法律」に対応した不当な賃金カットと退職金減額に対する訴訟が続々と起きています。7月3日現在、7単組が、文部科学省・高専機構、高エネルギー加速器研究機構、福岡教育大学、山形大学、富山大学、京都大学、新潟大学を相手に裁判に訴え、公判が始まっているところもあります。高知大学、東京学芸大学でも組合員が提訴に向けて準備を進めています。

この間、熊本大学教職員組合は、団体交渉を通して「高度の必要性に基づく合理性」など微塵もない給与削減の不当性を主張し、給与削減率圧縮と代償措置の実現を熊大使用者にたいして強く要求すると同時に、提訴した単組の支援活動に取り組んできました。これまでの熊大使用者の対応はきわめて不誠実かつ不十分なものです。団体交渉を一方的に打ち切り退職金減額を強行するという熊大使用者の蛮行は、不当労働行為以外の何ものでもありません。未だ交渉は継続中であり、今後は裁判闘争を視野に入れながら、さらに厳しく熊大使用者を追及していきます。

ついでに、組合員の方々に全国における裁判闘争関連情報をニュースとして随時発行し、支援活動と連帯を強化していくこととしました。ぜひ、自らの問題として裁判闘争のこれからの展開にご注目下さい。

全大教・賃金請求裁判速報 No.5 (2013年6月12日)

〈京都大学職員組合〉

組合員ら96人の原告団が未払い賃金請求訴訟を提起 6月11日(火)

6月11日(火)午後3時30分、京都大学職員組合が組織する組合員ら96人による原告団は、京都大学による就業規則の一方的不利益変更(賃下げ)が違法・無効であるとして、未払い賃金請求訴訟を京都地裁に提起しました。

提訴後に、同地裁内にある司法記者クラブにおいて記者会見を実施しました。会見には多数の新聞記者(朝日、読売、毎日、産経、共同、時事、京都、赤旗など)とTV局(読売テレビ、朝日放送、毎日放送)が取材に入りました。

記者会見では、森田全大教副委員長が、全大教紹介の後、国立大学法人等における臨時賃金減額をめぐ



る経緯と問題点を指摘し、訴訟組合が、福岡教育大学、高エネルギー加速器研究機構、全大教・高専協議会、山形大学、富山大学、本日の京都大学の6組合、原告団は京都大学の96人を含めて416人に達していること、さらに訴訟を準備中の組合があり、総数では訴訟組合は10を超える見通しであることを述べました。

続いて、高山京都大学職員組合委員長が原告団を代表して発言し、「合理的な根拠のない賃下げは許せない」「ノーベル賞学者も月数万円の賃下げとなっている」「教職員は公務員ではなく、多くの私大と比べても給与水準が低い」「法人は『引き下げた賃金は復興財源に充てられる』としているが、実際どのように使われているかわからない」などの問題点を指摘しました。



左より、高山委員長、岩橋弁護士、石田書記長

その後、担当弁護士の岩橋多恵氏が法律上の争点について解説を行い、記者からの質問に移りました。多数の記者から様々な質問が寄せられ、最後に訴訟に踏み切った思いを聞かれ、高山委員長は、「まず、労働法の基本原則に違反する行為は許しがたい。また、京都大学で教育・研究に携わる立場として、運営費交付金の減額や賃金の減額が続いていることから、国立大学の教育・研究が今後どうなるのか不安である。国立大学の将来のためにも訴訟に踏み切った」と述べました。会見終了後も個別取材が熱心に続けられました。記者会見には、京都大学の組合員をはじめ、全大教(森田副委員長、長山書記長)、神代全大教近畿事務局長、京都府大、吉岡京都総評議長、京都医労連の方々が参加されました。(京都大学職員組合 中央執行委員長 高山佳奈子)

【テレビニュースでも報道されています】
読売テレビ：<http://news24.jp/nnn/movie/news8897412.html>
毎日放送：http://www.mbs.jp/news/kansai/flash_GE00000000000001293.shtml
【新聞掲載記事】http://zendai-kyo.or.jp/?action=common_download_main&upload_id=5658

(裏面につづく)

赤煉瓦	熊本大学教職員組合	
	No2 2013. 7. 8	内線:3529 FAX:346-1247 ku-kyoso@union.kumamoto-u.ac.jp http://union.kumamoto-u.ac.jp/

山形大学職員組合：一方的不利益変更の無効を求める賃金訴訟 —第1回口頭弁論および集会報告—

昨日は、本県梅雨入りという天候でしたが、全大教から中嶋委員長と長山書記長が、秋田大、岩手大、東北大、福島大、新潟大の各職組と地元県労連、県国公からも、多数の傍聴参加を戴き、山形地裁民事法廷を埋め尽くすことができました。原告一同を代表して厚く御礼申し上げます。

加えて、東北大職組さんからは、組合員有志の方からと、同職組執行委員会より、過分の裁判闘争支援カンパも頂戴しました。有り難く御礼申し上げます。

作日の公判では、開廷につづいて、私と副団長の足立先生が意見陳述書を読み上げ、その後、裁判長から、被告側に、不利益変更の合理性の立証を、原告側に、合理性のなさの立証を原告に指示がありました。しかし、被告代理人から、財政分析に時間が必要なため、合理性立証の準備書面の提出が8月になるとの見通しが示され、次回の第二回公判は9月3日午後1時15分からとなりました。

公判終了後、隣接する山形県文翔館(重要文化財)第二会議室で報告集会を開催しましたが、これにも、原告3名、弁護士2名、全大教中嶋委員長、長山書記長、岩手、秋田、東北、福島、新潟の各単組から約30名のご参加を戴きました。



が特徴で、注目されるとのことでした。

また、佐藤弁護士から、今回の被告の主張なら、賃金カットの合理性(高度の必要性)立証には、大学財務の逼迫状況の立証が不可欠だが、6月2日に開催した財務分析学習会で、公認会計士による財政分析の結果、山形大学には、運営費交付金の減額があっても、支払能力は十分あったとの結論を示されているので、被告が、どう「高度の必要性に基づく合理性」を立証するのか、注目したいとの紹介がありました。

長山書記長から、全国の裁判闘争の状況、被告主張の特徴についての紹介のあと、近々提訴を予定している新潟大職組、福島大職組の方から、提訴へ向けた準備状況等の紹介がありました。

公判とその後の報告集会には、地元マスコミ数社の取材があり、報告集会の様子等を含めた原告主張について、当日夕方の地元ニュースや翌朝の新聞で紹介されました。

なお、この時期、山形はちょうどさくらんぼの季節ですので、集会終了後、宮本中執(岩手大)ほか傍聴参加者の方と、さくらんぼ狩りツアーに行ってきました。まだ走り、やや甘みには欠けるものが多かったのですが、地元主力品種の佐藤錦、べにさやか、ナポレオンなど赤く色づいたさくらんぼを十分に堪能してきました。

(山形大学職員組合執行委員長/原告団長 品川敦紀)

※組合員の方は、訴状と答弁書を全大教 HP「資料ルーム」よりダウンロードしてご覧頂けます。ログインには、ID とパスワードが必要です。組合事務所までお問い合わせください。